



受付期間 11月1日(月)～11月30日(火)

対象児童 生後6か月から小学校就学前

認定こども園とは 教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った施設です。教育部分については、満3歳以上の子供であれば誰でも利用できますが、保育部分については、保護者の就労などの理由により、家庭で保育ができない場合に利用できます。

支給認定について 認定こども園を利用するためには、「支給認定」を受ける必要があります。「支給認定」は、子供の年齢や保育の必要性の有無によって三つの区分に分かれます。支給認定を受けるための手続は、入園申込みと同時にを行います。

年齢区分	認定区分	認定時間	対象者
満3歳以上	1号認定	教育標準時間	教育を希望する人
	2号認定	保育短時間	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する人
満3歳未満	3号認定	保育標準時間	

※保護者の就労時間が月120時間以上の場合は「保育標準時間」、月48時間以上120時間未満の場合は「保育短時間」認定となります。保育短時間の場合の利用は「1日8時間まで」となります。

- ※保育を必要とする事由とは
- 保護者が就労している
 - 母親の妊娠・出産（利用期間の条件あり）
 - 保護者に疾病・障がいがある
 - 家族などの介護・看護をしている など

- 保育時間**
- 1号認定（教育標準時間） 月曜日～金曜日 8時30分～13時30分
 - 2号・3号認定（保育標準時間） 月曜日～金曜日 8時～18時
 - 2号・3号認定（保育短時間） 月曜日～金曜日 8時30分～16時30分
- ※利用時間については、保護者の勤務状況などに応じて、上記の保育時間の範囲で決定します。

申込方法 必要書類をそろえて子育て支援係に提出してください。必要書類は、浪江にじいろこども園および子育て支援係に備えています。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

- 注意**
- 応募人数によっては申込みをしても希望にそえない場合があります。特に2号・3号認定（保育短時間・保育標準時間）希望の人については、保育の必要性の高い人からの選考となりますので、あらかじめご了承ください。
 - 入園後は、子供の負担を緩和するために「ならし保育」を実施し、徐々に保育時間を増やしていきます。
 - 保護者による送迎をお願いします。

浪江にじいろこども園
〒979-1513 浪江町大字幾世橋字来福寺西39番地

申・問 教育委員会事務局子育て支援係 Tel 0240(34)0252

